（自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令の一部改正）

第九条　自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三項中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改める。

（地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令の一部改正）

第十条　地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令（平成二十七年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三項中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「並びに附則第九条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に改める部分に限る。）」を削る。

附則第九条中「の一部を」を「（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を」に改め、同条のうち別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定中「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に」を削る。

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「並びに附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十五条の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第三百十七条の二第五項及び第六項」を「第三百十七条の二第五項から第七項まで」に改める部分に限る。）及び同表地方税法施行規則の項の改正規定（「第三条の三の二第一項及び第二項」の下に「、第三条の三の三第二項及び第四項」を、「第五条第三項」の下に「、第五条の二の二第一項及び第三項」を「第十条の二第三項」の下に「、第十条の二の八第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）」を削り、同条第三号中「及び附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十項及び第四十一項」を「第四十項、第四十一項、第五十項、第五十一項及び第五十七項」に改め、「第七十二条の三十一」の下に「、第七十二条の三十二の二第一項、第二項及び第八項」を加え、「及び第三十七項（一）を「、第三十七項、第四十六項、第四十七項及び第五十三項（一）に改め、「第三十七項（一）に改め、「第三十七項については第七百三十三項（一）に改め、「第三十七項については第七百三十四条第三項において」の下に「、第三百二十一条の八第四十六項、第四十七項及び第五十三項において」を加え」を削り、同表地方税法施行規則の項の改正規定中「「第三条の三の二第一項及び第二項」の下に「、第三条の三の三第二項及び第四項」を、「第五条第三項」の下に「、第五条の二の二第一項及び第三項」を、「及び」を「、第十条の二第三項」の下に「、第十条の二の八第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を」を削る。

（電波法施行規則の一部改正）

第十三条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の四　手数料等の徴収（第五十一条の九の二・第五十一条の九の三）」を「第二節の四　削除」に改める。

第三十八条第六項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「第二条第六号」を「第三条第八号」に改める。

第二節の四を次のように改める。

第二節の四　削除

第五十一条の九の二及び第五十一条の九の三　削除

第五十二条の四第一項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第十四条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条―第三十一条の五）」を「第七章　無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条―第三十一条の五）　第八章　雑則（第三十二条）」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章　雑則

（免許状等の送付に要する費用）

第三十二条　無線局の免許の申請その他法の規定による申請又は届出をする者が、申請又は届出に対する処分に関する書類の送付を希望するときは、当該申請者又は届出をする者は、総務大臣又は総合通信局長に当該書類の送付に要する費用を納めなければならない。この場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票により納めるものとする。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。